

告 示

埼玉県告示第千二百二十二号

測量計画機関である鴻巣市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

鴻巣市

二 作業種類

公共測量デジタル航空写真（地上画素寸法十一・五センチメートル）

三 作業地域

鴻巣市全域

四 作業期間

令和五年十二月二十日から令和六年三月十二日まで